

「小規模企業振興基本計画」の改定について

平成 30 年 3 月 29 日

1. 前提

- ・平成 26 年に小規模企業振興基本法の成立を踏まえ、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」）を策定
- ・基本計画は「おおむね 5 年ごとに」変更すると規定されており、平成 31 年中に改定が必要

2. 論点（案）

- ・小規模事業者の「事業の持続的な発展」に向けた PDCA の検証（持続化補助金、商工会・商工会議所の伴走支援）
- ・製造業等のサプライチェーン傘下の事業者対策、地域のブランド化、コミュニティの維持など小規模事業者が抱える面的課題に着目した支援強化の検討
- ・BtoB も含めた IT 活用による小規模企業の販路開拓支援、支援の効率化や事業者の生産性の向上に向けた支援の IT 化、支援データの活用
- ・生産性革命、働き方改革、事業承継、軽減税率の導入などへの対応
- ・商工会・商工会議所の支援体制の強化や小規模事業者振興について市町村・都道府県の関与の明確化による地域一体となった支援体制の確立

3. スケジュール（案）

- ・平成 30 年 3 月 29 日
中小企業政策審議会へ諮問
- ・平成 30 年 4 月～10 月
小規模企業基本政策小委員会で検討
- ・平成 30 年 11 月
中間整理
- ・平成 31 年 3 月～5 月
基本計画改定案を答申、閣議決定、国会報告